

2017年12月5日号 第5号

発行：公益財団法人 国際労務管理財団 介護チーム

\*\*\*\*\*

本年、11月1日付けで、技能実習法がスタートしました。それにともない、監理団体が技能実習事業を行うためには許可を受けなければなりません。また、介護職種の要件追加や変更がございました。

#### 本号の内容

- Topics 1 一般監理事業が行える監理団体になりました
- Topics 2 介護分野の技能実習が出来るようになりました
- Topics 3 介護に関する要領の追加・変更について
- Topics 4 介護職向け技能実習指導員講習について
- 号外 新聞情報について（技能実習生から介護福祉士へ）

● **1** ☆ Topics >>> 一般監理事業が行える監理団体になりました

#### □■ 注目ポイント ■□

11月1日の技能実習法施行にともない、当財団は優良な監理団体であることが認められ一般監理事業の許可を受けました。

許可には、一般監理事業許可と特定監理事業許可の2つがございます。一般監理事業とは、適切な実習監理ができる優良な監理団体に与えられるもので、技能実習3号（4、5年目）の実習監理が出来ることに加えて、実習実施者（受入企業・法人等）の1年間あたりに受け入れることが出来る、技能実習生の基本人数枠が大幅に拡大されております。

※特定監理事業許可は、これまで同様3年間の技能実習監理を行う監理団体の許可です。

詳細はこちらをご覧ください。

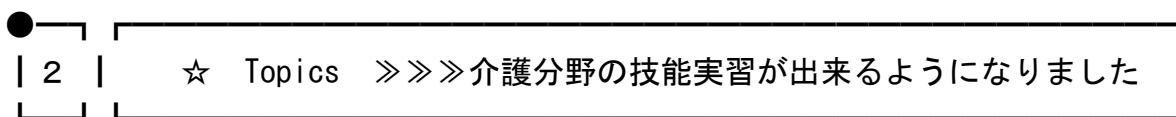
▽外国人技能実習機構ホームページ

許可監理団体（平成29年12月1日時点）

一般監理事業 274 団体

特定監理事業 517 団体

[http://www.otit.go.jp/kyoka\\_kanri\\_dantai/](http://www.otit.go.jp/kyoka_kanri_dantai/)



□■ 注目ポイント ■□

11月1日の技能実習法施行と同時に職種追加された技能実習介護ですが、11月20日付けで当財団も実習監理ができる団体として認められました。  
今後は、介護分野においても、適正な監理ができるよう尽力して参ります。

技能実習介護を監理する団体の要件は、下記のとおりです。

- ①商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人
- ②当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体（その支部を含む。）であること。
- ③その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等（※看護師等）がいるものであること。
- ④「介護」職種における第3号技能実習の実習監理及び受入人数枠拡大の可否（いわゆる「介護」職種における優良要件）は、「介護」職種における実績等を基に判断する。

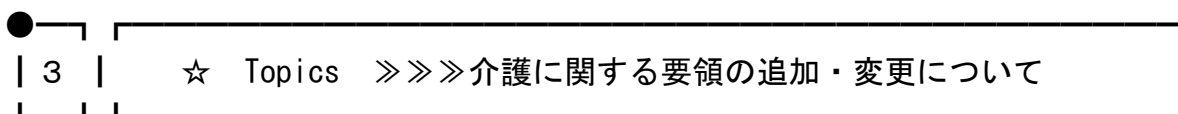
詳細はこちらをご覧ください。

外国人技能実習機構ホームページ

▽介護職種の基準について

- ・介護職種にかかる申請書類について（監理団体の許可申請）
- ・介護職種における監理団体の許可基準の概要

[http://www.otit.go.jp/tokutei\\_ginou/#abstract\\_Ginou](http://www.otit.go.jp/tokutei_ginou/#abstract_Ginou)



□■ 注目ポイント ■□

介護分野における優良な実習実施者（受入企業、法人等）の要件が出ました。介護以外の分野での実習実施者の優良要件は 120 点満点中 72 点以上でしたが、介護分野に於いては 125 点満点中 75 点以上が求められます。

詳細はこちらをご覧ください。

▽厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>

是非目を通していただきたい資料は、次のとおりとなっております。

●平成 29 年 11 月 1 日一部改正

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000183099.pdf>

## □■ 注目ポイント ■□

平成29年度介護職種の技能実習生の日本語学習等支援事業を行う団体が、公益社団法人日本介護福祉士会に決まりました。

また、同社団法人では、介護職向けの技能実習指導員講習を無料で開催しております。

### ①対象者

- ・技能実習制度の介護職員の技能実習を行わせている者又は行わせようとする者により、技能実習指導員に選任されている者（選任予定の者を含む。）
- ・その他、講習会の受講により、一定の水準の知識を習得し、理解を深めることを目的とする者

### ②講習の内容

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| ・技能実習指導員の役割       | 2時間30分 |
| ・移転すべき技能の理論と指導方法  | 1時間30分 |
| ・技能実習指導の方法と展開     |        |
| ・技能実習指導における課題への対応 | 2時間15分 |
| ・理解度テスト           | 45分    |
| 合計                | 7時間    |

▽公益社団法人 日本介護福祉士会ホームページ

<http://www.jaccw.or.jp/home/index.php>

▽介護職種の技能実習指導員講習開催のご案内

<http://www.jaccw.or.jp/home/nihongoshien.php>

▽にほんごをまなぼう（技能実習生向けWEB学習ツール）

<http://bfr.kaigo-nihongo.jp/>

□■ 注目ポイント ■□

朝日新聞と官庁通信社の介護のニュースサイトに、介護技能実習に関する記事が掲載されておりましたのでご紹介いたします。

○朝日新聞 (12月2日)

<http://www.asahi.com/articles/ASKD17KFRKD1UBQU01L.html>

政府は、介護現場で働く外国人技能実習生が国家資格の介護福祉士試験に合格すれば、日本で介護職として働き続けられるように在留資格を見直す方針を決めた。深刻な介護人材不足に対応するためとして、1日の経済財政諮問会議で表明した。

実習制度は「途上国への技能移転」を目的に掲げている。だが、実態は「安価な働き手」の確保に利用されていると指摘されてきた。介護職は11月に初の対人サービスとして対象に加わったばかりで、政府の対応に制度そのものの意義を問う声も出ている。

政府は介護職員として日本で3年以上働き、介護福祉士資格を取れば無期限で日本で働き続けられるようにする方針だ。実習生は最長5年で帰国する。この間に要件を満たせば、いったん帰国した後に在留資格を介護に変えて再入国し、働き続けられる。

慢性的な人手不足の介護現場は政府方針を歓迎する。来夏にベトナム人実習生3人を受け入れる予定の青森県の特別養護老人ホームの施設長(65)は、「5年で帰ってしまうと思うと、下働きぐらいしかさせられない。優秀な人が残ってくれるなら、長期的な人材として期待できる」と話す。

一方、制度の根本が揺らぐと批判も上がる。技能実習生の支援団体である「外国人技能実習生権利ネットワーク」の鳥井一平運営委員(64)は「なし崩し的な見直しで、制度そのものの立て付けが合わなくなっている証拠だ」と指摘した。

介護職として日本で働き続けられる外国人は現在、経済連携協定（EPA）の仕組みでフィリピンなどから来日したり、留学生として日本の養成校で2年以上学んだりして介護福祉士試験に合格した人などに限られている。

○官庁通信社 介護のニュースサイト（12月4日）

<http://www.joint-kaigo.com/article-5/pg102.html>

外国人の技能実習生、介護福祉士を取れば在留資格を付与 政府が検討へ

加藤勝信厚生労働相は1日の経済財政諮問会議で、先月から受け入れが新たに解禁された介護の現場で学ぶ外国人の技能実習生について、介護福祉士の国家資格を取った人に在留資格を与えることを検討していく方針を打ち出した。

これが実現すれば、最長で5年間の実習を終えた後も長く日本で働き続けられるようになる。深刻化する人手不足の緩和につなげる狙いだ。実習生は来年の春頃から来日し始める見通し。

平成29年第16回経済財政諮問会議

在留資格の「介護」は現在、介護福祉士を養成する日本の専門学校や大学に通った留学生が卒業して資格を取得し、介護の仕事に就くケースで付与される。期間は最長で5年間。

問題がなければ更新が可能で、その回数に上限は設けられていない。

政府は今後、この在留資格を介護福祉士になった技能実習生にも適用できないか協議していく。1日の諮問会議では、伊藤元重学習院大教授ら民間議員が要請した。加藤厚労相も、

「実習生は介護福祉士になっても在留資格を得られないという問題がある」と指摘。法務省などと連携して議論を進めていく意向を示した。加藤厚労相はこのほか、海外の優良な送り出し機関をリスト化する考えも表明した。

介護技能実習生から介護福祉士としての道が開かれるようになるのかどうか、介護チームも引き続き動向に注視してまいります。

~~~~~

※詳細については、本メールに返信のうえお問い合わせいただくか、当財団介護チームまでご連絡ください。

▽お問い合わせ先はこちら▽

TEL:03-3354-4841 E-mail: kaigo@ipm.or.jp

■ご質問を随時募集します■

技能実習制度や介護職種追加についての質問を随時受け付けております。頂戴した質問は、直接ご回答させていただく他、こちらのQ&A等でも掲載する予定です。ささいなことでも構いませんので、どしどしご質問をお寄せください！！

▽お問い合わせ先はこちら▽

E-mail: kaigo@ipm.or.jp

##【あしがき】#####

ついに11月1日より技能実習法が施行されました。

監理団体や実習実施者の要件が介護分野でも制定され、優良な監理団体と一緒に技能実習を実施することが、優良な実習実施者になるための第一歩と思っております。また、現在優良な実習実施者として認められている企業様・法人様にとっ

ては、これまでお付き合いのある監理団体が、優良（一般監理事業）なのか否か（特定監理事業）をこの様な機会に再確認するということも必要かと思えます。

今後も介護チームでは、新たな情報が公表され次第情報提供させていただく予定です。この度も最後までメルマガをお読みいただき誠にありがとうございます。

また、次回も宜しくお願い致します。

▽記事に関するお問い合わせはこちら、ご意見ご感想もお待ちしています♪  
E-mail: kaigo@ipm.or.jp

▼配信停止は下記よりお願い致します。  
E-mail: kaigo@ipm.or.jp

=====  
発行：公益財団法人 国際労務管理財団(I.P.M.) 介護チーム  
Tel: 03-3354-4841  
E-mail: kaigo@ipm.or.jp  
URL: <http://www.ipm.or.jp>  
本部：東京都新宿区新宿 1-26-6 新宿加藤ビル 7 階  
事務所：仙台・名古屋・大阪・広島・福岡・六甲研修センター  
=====  
※全文、または一部の記事の無断転載を禁じます。